

令和3年度第1回全国健康保険協会徳島支部評議会議事録

○日時：令和3年7月13日（火）15時00分～16時55分

○場所：ザ・グランドパレス徳島 3階 グラントルーム

○出席評議員（五十音順 敬称略）

井内評議員、牛田評議員、小笠評議員、岡本評議員、孝志評議員、平井評議員、布川評議員
三笠評議員、水ノ上評議員

○議事次第

1. 令和2年度全国健康保険協会の決算見込み（医療分）について
2. インセンティブ制度の見直しについて
3. 令和2年度徳島支部事業計画の実施結果報告について

○議事内容要旨

1. 令和2年度全国健康保険協会の決算見込み（医療分）について
事務局より令和2年度全国健康保険協会の決算見込み（医療分）について説明し、ご意見をいただいた。
2. インセンティブ制度の見直しについて
事務局よりインセンティブ制度の見直しについて説明し、ご意見をいただいた。
3. 令和2年度徳島支部事業計画の実施結果報告について
事務局より令和2年度徳島支部事業計画の実施結果について報告し、ご意見をいただいた。

（主な議論の概要）

1. 令和2年度全国健康保険協会の決算見込み（医療分）について

【主な意見】

《被保険者代表 A》

- ・保険料の納付の猶予はいつまでなのか、また、返済については分割でも可能なのか。

《事務局》

- ・1年間の猶予で、申請期間は既に終わっており、あとは返済のみとなっている。
ただし、コロナの納付猶予特例制度で納付が困難な場合、他の保険料の猶予制度を受けられることがある。
返済については年金機構と相談のうえ分割も行われている。

2. インセンティブ制度の見直しについて

【主な意見】

《被保険者代表 B》

- ・健康経営の推進に関する評価指標とは具体的にどのような評価指標になるのか。

《事務局》

- ・健康経営の取り組みをしている事業所の医療費や健診の受診率であるとか特定保健指導の受入、改善等が対象となると思うが、現状、明確な環境整備ができてない。
今の段階では、検討事項であり、今回の見直しで指標として入れ込むのは現実的には難しいと考えている。

《事業主代表 A》

- ・インセンティブ制度自体が非常にわかりにくい。インセンティブ分の保険料率 0.01%で、どの程度インセンティブが働くかといったらまず働かないと思う。個人にインセンティブをつける。例えば1年間病院に行かなかったら保険料がいくらか還ってくるなどあればもっと頑張れるのではないか。

《事務局》

- ・個人や事業所に反映されるものがあればもっとわかりやすいと思う。個人向けのインセンティブに充てることのできる財源があればいいのだが、そういったことも含めて制度自体を進化させていく必要があると思う。現状では支部内で積極的に取り組んでおられる事業所・個人にインセンティブをつけることは難しいと思う。

《学識経験者 A》

- ・評価指標の配点のウェイト付けについて、現行はわかりやすく配点を均等にしていると思うがインセンティブ制度の導入の目的を考えると「将来にわたって安定的に保険が維持できて世代間の公平が保てるようにすること」だと思う。だからこそ医療費の削減をしないといけない。

ウェイト付けを同一のものにするのではなく指標のどれが改善するとより医療費の改善につながるのか、効果が出る時期のずれは多少あるとは思いますが、どの指標が重要なのかをデータとして具体的に示せばそれに沿ったウェイト付けができるようになり、インセンティブ制度本来の目的に近づくとと思う。

ただし前提としてインセンティブとして働くためには 0.01%では弱い。

より医療費を削減しようと思えるものである必要があると考える。

また、上昇幅にも重点を置いているが意図的に今下げておく戦略がとれるのではないかとと思う。そういう事も配慮した検討が必要でないか。

《事務局》

- ・現在の配点は均等である。

今回のインセンティブ制度の見直しについて、基本的な考え方のなかで「加入者が自ら予防健康づくりに取り組むことによって健康度の向上をはかり、将来の医療費の適正化につなげる」というのが目的にあり、すぐに医療費の適正化に結びつかなくても、将来的に結びつくような項目について配点を上げていくべきという意見も支部代表の意見交換会の中ではあった。また、特定健診や特定保健指導の実施率について、配点を高くすべきではという意見も出ていた。

《議長》

- ・インセンティブ制度の配点や対象支部にメリハリを付けたほうが良いと考える。

《事業主代表 C》

- ・インセンティブ制度の対象支部についてはメリハリを付けることには反対ではないが、制度の目的にかなった基準は、公平感を損なわないよう、明確に設けたほうが良いと考える。

《議長》

- ・事務局には現在の枠組みの中では、インセンティブ制度の配点や対象支部についてのメリハリ、将来的には財源の問題、個人に還元できる点も含めて今後も見直しについての検討をお願いしたい。

3. 令和2年度徳島支部事業計画の実施結果について

【主な意見】

《学識経験者 B》

- ・遡り喪失が多く発生した理由はあるか。

《事務局》

- ・年金機構で事業所調査に力を入れていたことと被扶養者再確認の制度理解が進んだことが効果として挙げられる。

《学識経験者 C》

- ・ジェネリック医薬品の一連の不祥事について年度末の使用率について影響が出たか。
インセンティブ制度の指標の中にも多少は影響があったのか。

《事務局》

- ・現状、年度末の使用割合については大きな影響がないが、後発医薬品市場では供給が滞って

おり従来ジェネリック医薬品を使用していた薬局や医療機関から出荷停止に伴う代替品の調達に苦慮しているとの話は聞いている。3月くらいからは使用割合が伸び悩んでいる状況ではある。

徳島についてはジェネリック医薬品に対して消極的な方の使用は減少傾向にある。協会けんぽとしては安全が第一前提ではあるがジェネリック医薬品の使用向上については今後も継続して行っていく。

インセンティブ制度の指標への影響は多少あったと考えている。

《事業主代表 A》

- ・インセンティブ制度について、保険料率の減算だけでなく、ポイント制度や地域振興券などの期限を設けた見返りで循環するような制度があればいいと思う。

《事務局》

- ・ご意見として頂戴する。

《被保険者代表 B》

- ・特定健診と特定保健指導により医療費が下がったなどの有益なデータはあるか。

《事務局》

- ・過去のデータではあるが協会けんぽの全加入者を対象に、特定保健指導の利用者・未利用者群を比較し、利用者群の方が医療費は低かったという分析結果があったと記憶している。将来的には継続的に受けていただいている事業所ごとにリスク保有率などが下がったなどの具体的なデータを提示し、特定保健指導を継続利用する意義をお伝えできればと考えている。コロナ禍での運動不足によって保健指導の対象者になる方が増えているというデータもあるのでぜひ事業所で保健指導を受けていただくようにご協力をお願いしたい。

以上

次回評議会開催日程

- 日 程：令和3年10月
- 場 所：未定
- 議事内容予定：未定